令 和 ８ 年 ８ 月 ５ 日
財務省理財局国債企画課

「個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令案」及び「個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する告示案」に対する御意見の募集の結果について

本件省令案について、令和８年５月 29 日（金）から令和８年６月 27 日（土）まで御意見を募集したところ、50 件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見とそれに対する財務省の考え方について別紙のとおり整理しましたので、公表いたします。

なお、このほか、本件意見募集とは直接関係のない御意見に対して、財務省の考え方は示しませんが、承っております。

御協力に御礼申し上げます。

１．意見を募集した命令等の題名

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する告示

２．命令等の案を公示した日

令和８年５月 29 日（金）

３．意見募集の結果

提出意見数：50 件

４．本件に関するお問い合わせ先

財務省理財局国債企画課　法規係
ＴＥＬ：０３－３５８１－４１１１（内線）２５６９

（別紙）

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
○販売対象（保有対象）について		
1	以下の者は個人向け国債の販売対象となる法人等に含まれるか確認したい。 地方公共団体等 ・地方自治法に定める普通地方公共団体、特別地方公共団体（一部事務組合、広域連合を含む） ・地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人 ・地方公務員等共済組合法に定める組合 ・公有地の拡大の推進に関する法律に定める法人（いわゆる土地開発公社） ・地方住宅供給公社法に定める法人（いわゆる地方住宅供給公社） ・地方道路公社法に定める法人（いわゆる地方道路公社）いわゆる第三セクター 金融機関等 ・適格機関投資家に該当しない農協、信用協同組合等 学校法人等 ・国立大学法人法により設立される、大学法人を含む法人 ・地方独立行政法人法により設立される、公立大学法人 ・私立学校法により設立される法人	左記の法人等については、特定投資家に該当せず、かつ特定投資家への移行の申出をしない限り、全て保有対象となります。
2	金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社（いわゆる上場会社）の子会社等のうち、取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金の額が五億円以上であると見込まれる株式会社以外の株式会社は、個人向け国債を保有できる理解でよい	当該子会社自身が金融商品取引所に上場されている場合及び他の特定投資家の要件に該当する場合を除き、御認識のとおりです。

	か。	
3	改正省令案にて、金融商品取引法第２条第 31 項に規定する特定投資家（適格機関投資家、国、日本銀行、内閣府令で定める法人）【一般投資家へ移行不可の特定投資家及び一般投資家に移行可能な特定投資家】が販売対象外となっているところ、【特定投資家への移行可能な一般投資家】である地方公共団体は取扱可能との認識で間違いないでしょうか。	御認識のとおりです。
4	以下の法人格を有しない組合又は団体について、個人向け国債を保有することができる理解でよいか。 ･商法上の匿名組合 ･権利能力なき社団 ･民法上の任意組合 ･有限責任事業組合契約に関する法律上の組合	左記の組合又は団体については、適格機関投資家に該当せず、かつ特定投資家への移行の申出をしない限り、御認識のとおりです。
5	日本証券業協会規則上の準特定投資家は、金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家とは異なる自主規制上の概念であるため、個人向け国債の販売対象該当性の判定には影響しない理解でよいか。	御認識のとおりです。
○特定投資家・一般投資家間の移行の取扱いについて		
6	金融商品取引法第二条第三十一項四号に該当する法人は、金融商品取引法第三十四条の二の規定により、特定投資家から一般投資家に移行可能かと思うが、一般投資家に移行した場合の扱いはどのようになるか。	特定投資家が一般投資家に移行した場合には、販売対象になります。
7	金融商品取引法第三十四条の三の規定により、一般投資家から特定投資家になった法人の扱いはどのようになるか。	一般投資家であった法人その他の団体が特定投資家に移行した場合、販売対象にはなりません。 また、購入後、事後的に一般投資家から特定投資家に移行した場合には、改正後の個人向け国債の発行等

		に関する省令（以下、単に「省令」といいます。）第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。
８	金融商品取引法上の特定投資家制度においては、 ① 一般投資家への移行が認められない特定投資家 （適格機関投資家、国、日本銀行） ② 一般投資家への移行が認められる特定投資家 （特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、上場会社、資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社、外国法人等） ③ 一般投資家から特定投資家への移行が認められる法人等が存在するものと理解している。 この点、個人向け国債の販売対象該当性の判定における「金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家」とは、金融商品取引法第三十四条の二又は第三十四条の三に基づく特定投資家・一般投資家間の移行を考慮しない、金融商品取引法第二条第三十一項および定義府令第二十三条に列挙された者、いわゆるデフォルト特定投資家という理解でよいか。 仮に、移行後のステータスにおいて判断する場合、ある法人が、ある証券会社においては一般投資家であり、他の証券会社においては特定投資家であり、かつ、異なる証券会社間では当該ステータスを共有できないということが起こりえる。このとき、当該法人は、当該ある証券会社において一般投資家である限り、個人向け国債を取得できることになるが、取扱機関ごとに差異が生じることとなるのではないか。	改正後の個人向け国債は、「金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家」を保有対象外としているところ、販売時のみならず保有期間においても特定投資家であることが判明した場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしています。 対象外である特定投資家につきましては、金融商品取引法第 34 条の２又は第 34 条の３に基づく特定投資家・一般投資家間の移行を経た後の特定投資家も含みます。 なお、投資家の申告等に基づく取扱機関毎の差異については、他の金融商品と同様に起きうる事象であるためやむを得ないと考えられます。
９	今回の改正省令案では、販売対象の拡大	販売対象の判断は、販売時点にお

	先として、「特定投資家（金商法第２条第31項）以外の法人、団体」が規定されている。 一方で、同法第34条の２～第34条の４の、金融機関への顧客申出による「特定投資家への移行（プロ成り）」及び「一般投資家への移行（アマ成り）」については規定されていない。 したがって、販売（保有可能）対象であるか否かの判定にあたって、同法第34条の２～第34条の４は考慮しないという理解で差し支えないか。	いて行う必要があります。したがって、特定投資家が販売時点で一般投資家に移行していた場合には、販売対象になります。また、一般投資家が販売時点において特定投資家に移行していた場合は、販売対象外です。 なお、販売後、事後的に一般投資家から特定投資家に移行した場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。
10	個人向け国債プラスの説明においては、販売対象の拡大範囲を、金融商品取引法上の特定投資家制度を「参考」に「一般投資家」である法人又は団体とする旨が示されている。また、金融商品取引法上、一定の場合には特定投資家と一般投資家との間で移行が可能であるところ、一般投資家へ移行した特定投資家である法人について、個人向け国債プラスの販売対象に含まれるか否かが、「参考」やQ&Aを含めた解釈によって必ずしも明確ではないように思われる。制度の適切性・公平性を確保する観点から、販売対象における「一般投資家」の具体的範囲、特に一般投資家へ移行した特定投資家である法人を含むか否かについて、解釈および取扱いを明確にしていただきたい。	販売対象の判断は、販売時点において行う必要があります。したがって、特定投資家が販売時点で一般投資家に移行していた場合には、販売対象になります。また、一般投資家が販売時点において特定投資家に移行していた場合は、販売対象外です。 なお、販売後、事後的に一般投資家から特定投資家に移行した場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。

11	個人向け国債プラスの購入に関する法人対応について、販売対象の判定基準は「申込時点の属性」により行うのか、あるいは「保有期間中の属性変化も踏まえて継続的に判定すべきもの」となるか、以下の観点においてご教示いただきたい。 1.「申込時点の属性」を基準とする場合 （1）一般投資家が特定投資家に移行するには、上場や資本金の増資など金融商品取引法に定められた要件、または、金融機関への申し入れなど複数の要件があるが、いずれの投資家区分変更事由が発生しても、継続保有が可能と考えて差し支えないか明示していただきたい。 （2）申込時点において、一般投資家として認識されている投資家の資本金が5億円以上であることが確認された場合に、当該投資家を個人向け国債プラスの販売対象として取り扱うかの可否や確認方法を明示していただきたい。 2.「保有期間中の属性変化も踏まえて継続的に判定すべき」とする場合 （1）保有期間中の属性変化まで販売金融機関において継続的に把握・管理が必要となるため、販売金融機関に求められる確認義務の範囲や実務負荷との関係が課題となる。投資家属性のモニタリング等の実施方針に関して、個社基準をもって対応することが許容されるか、一定の判定基準が設けられるのか示していただきたい。 （2）モニタリング等により個人向け国債プラスを保有している法人が特定投資家であることが判明した場合、金融機関はどの程度の中途換金要請を投資家へ促すべきか基準を示	販売対象の判定は、申込時点の属性により行うことになりますが、保有期間中の属性変化を踏まえた対応も必要になります。 1.（1）販売後に、投資家区分変更事由が生じ、一般投資家から特定投資家に移行した場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。 （2）申込時点において、一般投資家として認識されている投資家が特定投資家に該当すると確認された場合は、改正後の個人向け国債の販売対象にはなりません。投資家区分の確認方法については、既存の金融商品と同様に各取扱機関の基準により対応いただくこととしています。 2.（1）各取扱機関においては、金融商品を取扱う際に金融商品取引法等に基づき投資家区分の確認を行い、かつ定期的な確認もしていただいているものと認識しています。今回の販売対象拡充に伴い、追加的な確認を求めることは想定しておりません。 したがって、属性区分の継続的な確認については、既存金融商品と同様に各取扱機関の基準により対応いただくことを想定しています。 （2）保有期間中において特定投資家であることが判明した場合には、

	していただきたい。また、特定投資家が例外的に保有することを認め得る期間と、連絡・通知等を行ったにも関わらず、その期間を超えて中途換金に応じない場合の対応を整理いただきたい。 （3）発行後１年以内に、一般投資家が特定投資家に移行した場合は、移行を確認した時点で中途換金を促すべきか、1年経過した後に中途換金を促すべきか。1 年経過する前に中途換金を促す場合は、改正省令案の第七条三項の中途換金の特例に投資家区分移行に伴う要件が追加されるか。 （4）現時点では一般投資家であるが、将来的に特定投資家への移行を検討していると投資家から申し出があった場合に、購入（募集申込）を受け入れることが許容されるか。	保有者の方へ中途換金を慫慂していただくこととしています。中途換金を申請する期限は特に設けませんが、特定投資家を販売対象としていない趣旨を踏まえて、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくようお願いいたします。 （３）省令第７条第５項に特定投資家が保有した場合における中途換金の特例が新たに追加されます。一般投資家が特定投資家に移行した場合には、中途換金禁止期間にかかわらず、保有者の方へ速やかに中途換金することを慫慂していただくこととしています。 （４）購入（販売）時点の属性で判断しますので、購入（販売）は可能です。ただし、特定投資家になった時点で、速やかに中途換金していただくことを十分に説明して理解していただく必要があります。

12	個人向け国債プラスを保有する一般投資家が特定投資家であることが判明した場合、または特定投資家へ移行を申請した場合の取扱いについて、以下確認したい。 1．特定投資家への移行を申請した法人について、投資家区分の判断は各金融機関の管理に基づいて行われるとの理解でよいか。 2．当社の顧客管理において特定投資家もしくは特定投資家への移行を明言している投資家から、他の金融機関への移管申請を依頼された場合、これを許容すべきか。移管申請が認められない場合、現在保有する金融機関において中途換金を求める対応を行うことで差し支えないか。 3．他社から当社への移管申込を受領した際、当社での顧客属性登録が特定投資家であれば、他社の投資家区分にかかわらず移管の受入を認めないことが許容されるのか。投資家の求めに応じ、当社での受入が必要である場合、受入後に継続保有することが認められるか、または、当社における中途換金を促すことが必要であるか、考え方を明確にしていただきたい。	１．御認識のとおりです。 ２．既に特定投資家へ移行している場合、速やかに中途換金することを慫慂していただくことになります。 一般投資家から特定投資家への移行を明言する投資家の場合、移行後速やかに中途換金していただく旨をご説明してください。その上でも保有者の方が移管を希望する場合には手続きに応じていただくことになると考えています。 ３．「譲渡」（国債に関する法律第２条の２、省令第５条）とは、契約による権利の移転をいいますので、これに該当しない、同一名義の口座の移管は「譲渡」には該当しないと考えられます。 したがって、特定投資家であっても移管に応じていただくことは可能です。 ただし、移管を受け入れた場合には、速やかに中途換金していただくことをご説明・慫慂していただくことを想定しています。
○取扱機関の対応について		
13	本改正により販売対象とされる「特定投資家以外の法人・団体」には、マンション管理組合等いわゆる「権利能力なき社団」等も含まれると思う。 実務上、法人登記されている法人に対しての販売を想定しており、法人格のない「権利能力なき社団」等への販売は想定していないが、そのような対応でよいか。	改正後の個人向け国債の販売対象には、御認識のとおり、マンション管理組合等いわゆる「権利能力なき社団」等も含まれますが、各取扱機関の体制整備の進捗又は経営方針等を踏まえて、販売対象の限定を個別に判断いただくことは問題ありません。

		ただし、購入希望者に対して各取扱機関の事情により販売できないこと、他の取扱機関での購入は可能であることの周知を行うなど、顧客が混乱しないような対応を行ってください。
14	個人向け国債の販売が活況となり、事務負担が急増している。その状況下に、個人向け国債の販売対象先が拡充し、一部の法人が加わるが、前述の状況下を踏まえ、法人向けの販売開始を当面見合わせる事は問題ないか。	令和８年12月募集分以降は、全て改正後の個人向け国債として販売対象を拡充して発行することとなりますが、各取扱機関の体制整備の進捗等を踏まえて販売対象の限定を個別に判断いただくことは問題ありません。 ただし、その場合には、購入希望者に対して各取扱機関の事情により販売できないこと、他の取扱機関での購入は可能であることの周知を行うなど、顧客が混乱しないような対応を行うとともに、早期の体制整備等に努めていただくようお願いいたします。
15	個人向け国債の販売対象の拡大及び名称変更について、制度の開始までに自金融機関のシステム対応が完了せず、対応が間に合わないケースが想定されている。 この為、顧客への周知等を行った上で、当該システム対応が完了するまでの間、現行の「個人向け国債」における取扱いを継続したいと考えているが、こうした対応も妨げられないという理解で差し支えないか。	令和８年12月募集分以降は、全て改正後の個人向け国債として販売対象を拡充して発行することとなりますが、各取扱機関の体制整備の進捗等を踏まえて販売対象の限定を個別に判断いただくことは問題ありません。 ただし、その場合には、購入希望者に対して各取扱機関の事情により販売できないこと、他の取扱機関での購入は可能であることの周知を行うなど、顧客が混乱しないような対応を行うとともに、早期の体制整備等に努めていただくようお願いいたします。

16	今回の改正省令案では、販売対象の拡大先として、「特定投資家（金商法第２条第31項）以外の法人、団体」が規定されており、マンション管理組合等の「権利能力なき社団」等もこれに含まれる。 現在、法人等が購入可能な利付国債や新窓販国債では、取引口座開設時及び利子等の支払時の税法上の本人確認等の観点から、実務上「権利能力なき社団」等に対し法人番号の取得等を求めるケースが多いものと思料する。 今回の措置後においても、「権利能力なき社団」等に対し法人番号の取得等を求めていくことは妨げられないという理解で差し支えないか。	個人向け国債の販売対象拡充によって、法人番号の取得を求めたり妨げたりすることは一切ありません。 法人番号の取得は個人向け国債を購入するための要件ではありませんので、購入するための必須要件と誤解されるような説明をなさらないようご留意願います。
17	今回の改正省令案では、販売対象の拡大先として、「特定投資家（金商法第２条第31項）以外の法人、団体」が規定されている。 一方で、個々の取扱金融機関の判断・方針により、従来どおり販売対象先を「個人のみ」とすることは妨げられないという理解で差し支えないか。	令和８年12月募集分以降は、全て改正後の個人向け国債として販売対象を拡充して発行することとなりますが、各取扱機関の体制整備の進捗又は経営方針等を踏まえて、販売対象の限定を個別に判断いただくことは問題ありません。 ただし、購入希望者に対して各取扱機関の事情により販売できないこと、他の取扱機関での購入は可能であることの周知を行うなど、顧客が混乱しないような対応を行ってください。
○省令名について		
18	改正後の個人向け国債の発行等に関する省令（以下「新省令」という。）第二条第二号として「法人又は団体」を加えているが、専ら個人と法人又は団体は保有することを目的とする国債を「個人向け国債」と表現するのは字義上不適切ではないか。例えば、	今回の販売対象拡大の趣旨は、基本的に商品性は変更せずに、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人その他の団体に対して、個人向け国債の購入を可能とすることにありますので、省令上「個人向け国債」

	主として個人が保有することを目的とするものであって、法人又は団体も保有できるものというニュアンスで規定するか、「個人『等』向け国債」という名称にしてはどうか。	の名称を維持しております。なお、一般的に法令上、「…向け」という語は、限定する意味ではなく主たるものを挙げる意味で用いる場合もあることから、「個人向け国債」と表現するのは不適切ではないものと考えております。
19	「個人向け国債」という名称も、「一般投資家向け国債」などと改めてはどうか。	今回の販売対象拡大の趣旨は、基本的に商品性は変更せずに、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人その他の団体に対して、個人向け国債の購入を可能とすることにありますので、省令上「個人向け国債」の名称を維持しております。
20	個人に加え、非営利法人等の一般投資家に販売対象が拡大されるのだから、省令等においては、名称を「個人向け国債」ではなく、例えば「個人及び一般投資家向け国債」等と改めるべきである。 現在のままでは、名称と実態とに大きな乖離が生じる結果となってしまう。(商品名は「個人向け国債プラス」でよいと思う。)	今回の販売対象拡大の趣旨は、基本的に商品性は変更せずに、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人その他の団体に対して、個人向け国債の購入を可能とすることにありますので、省令上「個人向け国債」の名称を維持しております。なお、一般的に法令上、「…向け」という語は、限定する意味ではなく主たるものを挙げる意味で用いる場合もあることから、「個人向け国債」と表現するのは不適切ではないものと考えております。
21	財務省ウェブサイトでは、個人向け国債の法人等への販売対象拡大に合わせて、名称を「個人向け国債プラス」に変更するとされているが、今回の省令案等には名称変更に関する記述が無い。名称変更に係る法令上の手当としては、本年 12 月募集分（令和９年１月発行分）から、省令第４条第 14 項の規定に基づいて告示される発行条件等において「個人向け国債プラス」という商	今回の販売対象拡大の趣旨は、基本的に商品性は変更せずに、個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人その他の団体に対して、個人向け国債の購入を可能とすることにありますので、省令上「個人向け国債」の名称を維持しております。 なお、令和８年 12 月募集分以降、商品名は「個人向け国債プラス」に変

	品名が記載されることになるという理解で差し支えないか。	更し、省令第４条第８項及び同条第11 項の規定に基づく日本銀行への通知、並びに同条第 14 項の規定に基づく告示における個人向け国債の名称は、「個人向け利付国庫債券プラス」と記載される予定です。
○定義規定（第２条）について		
22	第二条柱書において「もっぱら次に掲げる『者』が保有すること」と規定しており、その場合には同条第二号の「団体」は人格を有するものに限定されるように思われるが、それを企図した規定ということでよいか。仮に人格を有さないものも含むことを企図しているのであれば、「もっぱら次に掲げる『もの』が保有すること」と規定すべきと考える。	「者」について、社会的実在たる団体であるが法律上の人格のないものを含んで用いられる場合もあると認識しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
23	第二条第二号において「法人又は団体」と規定しているが、法人も団体であり、また、省令全体を通じて法人と団体を区別して取り扱う規定とはしていないため、「法人その他の団体」と一括りに規定すればよいのではないか。	御指摘のとおりと考えますので、修正いたします。
24	第二条第二号において「金融商品取引法（・・・）第二条第三十一項に規定する特定投資家」を規定しているが、第七条第五項の冒頭でも用いているため「特定投資家」を定義して同項にも及ばせる方が規定が整然とするのではないか。	御指摘のとおりと考えますので、修正いたします。
○中途換金の特例（第７条）について		
25	改正後の省令第七条第一項第三号において、法人又は団体について発行後一年未満であっても中途換金が認められる場合として「解散したとき」が規定されているものと理解している。 個人向け国債の保有者が債務者となっている場合につき、個人向け国債を担保として	法的整理のうち、破産手続開始は、会社法第 471 条第５号等で解散事由として規定されていると承知しておりますので、改正後の個人向け国債を保有する法人その他の団体の設立根拠法令において解散事由として規定されている場合には、「解散したと

	提供することも実務上否定しえない。 　しかしながら、金融取引において担保権の実行をなしうる時点は、必ずしも法人の解散時に限られないが、当該法人又は団体が仮に法的整理又は事業再生等に至った場合に、それを『解散したとき』に準ずるものとして取り扱われ得るか、確認したい。	き」に該当します。 　他方で、再生手続や更生手続は、当該法人その他の団体が維持される制度と承知しておりますので、個別に定款において解散事由や存続期間の満了事由として定められていたり、個別に総会で解散が決議されたりした場合を除き、それだけでは「解散したとき」に該当せず、中途換金特例の対象外です。
26	以下のような場合等において、当該「解散したとき」に準じ、中途換金の特例が使用できるか確認したい。 （1）債務者が金融機関に対する債務の履行を停止したとき（たとえば、支払の停止） （2）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始の申し立てがあったとき又は清算に入ったときや、当該決議がなされたとき 同様に、裁判所の関与を伴う以下の事業再生手続及び担保実行手続についても、「解散したとき」に準ずるものとして取り扱われるか確認したい。 （3）早期事業再生法に基づき、対象債権者集会の決議が成立し、当該決議について裁判所の認可を受けた場合 （4）事業性融資の推進等に関する法律に基づく企業価値担保権の実行手続において、裁判所の許可又は命令により担保目的財産の換価を行うとき	債務の履行の停止は、個別に定款において解散事由や存続期間の満了事由として定められていたり、個別に総会で解散が決議されたりした場合を除き、それだけでは「解散したとき」に該当せず、中途換金特例の対象外です。 　破産手続開始は、会社法第 471 条第５号等で解散事由として規定されていると承知しておりますので、改正後の個人向け国債を保有する法人その他の団体の設立根拠法令において解散事由として規定されている場合には、「解散したとき」に該当します。 　再生手続、更生手続、早期事業再生法に基づく手続及び事業性融資の推進等に関する法律に基づく企業価値担保権の実行手続は、当該法人その他の団体が維持される制度と承知しておりますので、個別に定款において解散事由や存続期間の満了事由として定められていたり、個別に総会で解散が決議されたりした場合を除き、それだけでは「解散したとき」に該当せず、中途換金特例の対象外

		です。
27	法人等がやむをえない事情により保有対象外となった場合（資本金の増加、上場等）において、個人向け国債を保有し続けることができるのか、又は取扱機関を通じて中途換金を行う必要があるのか。 仮に中途換金を行う場合において、中途換金の請求日又は買取日が第二期利子支払期前であるときは、省令第七条第四項に基づく計算となる理解でよいか。	改正後の個人向け国債は、「金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家」を保有対象外としているところ、販売時のみならず保有期間においても特定投資家であることが判明した場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしています。 第二期利子支払期以後に買い取るときの金額は、省令第６条第５項に基づく計算となり、第二期利子支払期前に買い取るときの金額は、省令第７条第４項に基づく計算となります。御指摘をふまえ、買取り金額については、省令第７条第５項に追記する形で条文に明記いたします。
28	「法人の解散事由による中途換金」に必要となる、「法人の解散を証する書類とこれに準ずる書類」の具体例としては、「法人が解散したことが記載された官報」、「解散等について登記された登記簿謄本」等が挙げられると思料するが、その他具体的な事例を明示していただけるとありがたい。	その他の例としては、団体が解散したことが記載された議決書や総会議事録が挙げられます。 また、例えば保有者がマンション管理組合の場合、マンション建物の滅失等について登記された登記簿謄本やマンションの建て替えについて証明できる書類等が挙げられます。
29	1 年未満の中途換金は、引き続き「本人及び第１親等の親族の病気、怪我の治療の場合」や「住宅の取得」、「婚姻」、「失職」等において認められないのか。	「本人及び第１親等の親族の病気、怪我の治療の場合」、「住宅の取得」、「婚姻」又は「失職」においては、中途換金の特例は、改正前と同様、認められません。

30	第七条第二項において「前項第一号又は第三号の規定による請求をしようとする者」と規定しているが、例えば、同条第一項第三号自体が規定しているのは「解散したとき」という条件を掲げ、「解散のときにおけるその代表者」を定めているだけであり、この規定に請求することは規定されていないことから、「前項第一号又は第三号の規定による請求をしようとする者」との規定は不適切ではないか。例えば、「前項第一号に該当する場合又は同項第三号に該当する場合に同項の規定による請求をしようとする者」というように規定する方が適切ではないか。	第７条第２項における「前項」、すなわち第７条第１項は、柱書において「…次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、…請求をすることができるものとする。」と規定されておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
○譲渡について		
31	地方公営企業は、通常、地方公共団体から独立した法人格を有しないと理解している。同一地方公共団体が保有者である場合において、当該地方公共団体内部の異なる公営企業会計又は勘定間で個人向け国債の保有残高を移管することは、個人向け国債の譲渡制限上の「譲渡」に該当しない理解でよいか。	「譲渡」（国債に関する法律第２条の２、省令第５条）とは、契約による権利の移転をいいますので、これに該当しない場合には、「譲渡」に該当しません。
32	省令第五条に規定する者を定める件にて、個人向け国債の中途換金にかかる取扱いは「口座管理機関」と規定されており、現行の個人向け国債と同様に、他社において保有する個人向け国債プラスを振替決済で取引（募集注文・中途換金の申込等）を行うことは想定されていないと考えて差し支えないか。	個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件（以下、「告示」という。）において、中途換金にかかる取扱いは「…取扱機関（当該請求に係る個人向け国債を買い取る場合に限る。）…」と規定しており、かかる規定は今回の改正で何ら変更しておりません。
33	信託契約において、投資家が証券会社等へ常任代理人口座を開設し、信託銀行等が保管する有価証券の取引を行うサービスがある。信託銀行等に開設する口座名義者が一般投資家であっても、常任代理人となる金融	改正後の個人向け国債を信託銀行に譲渡することができるかという御質問につきましては、法人その他の団体に該当するため、できません。

	機関への振替決済が必要となることから、個人向け国債プラスは取扱い対象外として、信託契約に基づく常任代理人である金融機関に対して中途換金を要請する取引は不可と考えて差し支えないか。	
〇供託について		
34	「告示案」の冒頭の「国」の後ろの括弧書き部分は、単純に読むと、「法人等は個人向け国債プラスを供託所に供託できない」という趣旨のように思われたが、その理解でよろしいか、よろしい場合、なぜそのような定めを追加されたのか制度趣旨を教えていただきたい。	改正後の個人向け国債については、供託物の名義人が法人その他の団体である場合には、譲渡制限により供託することができません。 前提として、譲渡制限（国債に関する法律第２条の２、省令第５条）により、法人その他の団体が、保有する個人向け国債を別の法人その他の団体（特定投資家を含む）や個人に譲渡することは認めておりません。 振替債たる個人向け国債の供託所への供託及び供託所から別の者への払渡しはそれぞれ国債に関する法律第２条の２の「譲渡」に該当するところ、法人その他の団体の有する個人向け国債が供託所を通じて別の法人その他の団体や個人に譲渡されることを防ぐため、お示しした規定としております。
35	法人または団体が個人向け国債を供託する場合を除外する内容となっている点につき、法人または団体から、供託の形をとった事実上の譲渡を制限する趣旨・目的と考えられるが、振替国債の供託は、担保供託、保証供託、没取供託に限定されており（振替法 278 条 1 項）、もっとも譲渡の抜け道となりやすい弁済供託の可能性がないこと、また、担保・保証に類似する質権設定には	改正後の個人向け国債については、供託物の名義人が法人その他の団体である場合には、譲渡制限により供託することができません。 前提として、譲渡制限（国債に関する法律第２条の２、省令第５条）により、法人その他の団体が、保有する個人向け国債を別の法人その他の団体（特定投資家を含む）や個人

	何らの制限がないことからすると、実益・必要性を欠く制限ではないか。	に譲渡することは認めておりません。 　振替債たる個人向け国債の供託所への供託及び供託所から別の者への払渡しはそれぞれ国債に関する法律第２条の２の「譲渡」に該当するところ、法人その他の団体の有する個人向け国債が供託所を通じて別の法人その他の団体や個人に譲渡されることを防ぐため、お示しした規定としております。 　なお、譲渡担保は、国債に関する法律第２条の２の「譲渡」に該当するため、個人が個人を担保権者とする場合のみ譲渡担保を設定・実行することができますが、譲渡制限により法人その他の団体（特定投資家を含む）を担保権者として譲渡担保を設定することはできません。 　他方で、質権の設定や実行は、国債に関する法律第２条の２の「譲渡」に該当しないため、質権を設定・実行することができます。個人及び法人その他の団体（特定投資家を含む）も質権を設定・実行することができますが、その結果、特定投資家が保有することとなった場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。
36	個人向け国債プラスの供託に関して、以下の点についてご教示いただきたい。 　現行の個人向け国債については、法人であっても供託自体は有効に成立し、元利金相当額の払渡請求は可能である一方、実際の払渡しは受けられない旨承知している。	改正後の個人向け国債については、供託者（個人及び法人その他の団体（特定投資家を含む））は、供託物の名義人が個人である場合には、改正後の個人向け国債を供託所に供託することができますが、供託物の

	(1)一般投資家(法人)の取扱い 個人向け国債プラスを一般投資家たる法人が供託した場合、元利金相当額の払渡請求に加え、実際の払渡しまで可能となるとの理解で差し支えないか。 (2)特定投資家の取扱い 特定投資家については、本商品を供託財産とすることの可否および、その場合の払渡請求および払渡しの可否について、どのように整理されるか。	名義人が法人その他の団体である場合には、譲渡制限により供託することができません。供託所への供託が可能な場合であっても、譲渡制限により、供託所において法人その他の団体（特定投資家を含む）に対する権利移転はできません。
37	個人も法人たる債権者も個人向け国債を供託できるか。	改正後の個人向け国債については、供託者（個人及び法人その他の団体（特定投資家を含む））は、供託物の名義人が個人である場合には、改正後の個人向け国債を供託所に供託することができますが、供託物の名義人が法人その他の団体である場合には、譲渡制限により供託することができません。
38	宅建業を営んでいるが、店を広げる際には、営業保証金として個人向け国債を供託することは可能か。 還付請求を受けた場合には、そのまま個人向け国債をお渡しすることが出来るようになったということか（これまでは個人の方にしかお渡しできないものと理解していたが、これが変わったと理解することでよいのか。）。 これが出来ないときにはどのような対応となるか。	一般的には、改正後の個人向け国債については、供託者（個人及び法人その他の団体（特定投資家を含む））は、供託物の名義人が個人である場合には、改正後の個人向け国債を供託所に供託することができますが、それぞれの業ごとの営業保証金として個人向け国債を供託することが可能か否かについては、各業法で定められているものと承知しておりますので、各業法を所管する省庁にお問い合わせください。 供託所への供託が可能な場合であっても、譲渡制限により、供託所において法人その他の団体（特定投資家を含む）に対する権利移転はでき

		ません。
39	将来的に店仕舞いする際には営業保証金として供託した個人向け国債は返ってくるのか。	一般的に、供託者が個人の場合には、返還先も個人となりますので、返還が可能です。他方、供託者が法人その他の団体（特定投資家を含む）の場合には、譲渡制限により、供託所において法人その他の団体（特定投資家を含む）に対する権利移転はできませんので、返還はできず、償還まで供託所で保管されることとなります。 営業保証金の供託において、供託者が個人となるか法人となるかは各業法で定められていると承知しておりますので、各業法を所管する省庁にお問い合わせください。
○担保について		
40	個人向け国債プラスの担保差し入れについて可否をご教示いただきたい。担保差し入れが可能な場合の法的・実務上の取扱いについてどのように整理されるべきか、内容をご教示いただきたい。加えて、本商品はセカンダリー市場が存在しない商品であることを踏まえ、担保権実行時の処分方法（中途換金による回収等）や、担保設定に関する制度上の制約・留意点がある場合には、あわせてご教示いただきたい。	・譲渡担保について 個人が、個人を担保権者とする場合のみ譲渡担保を設定・実行することができますが、譲渡制限により、法人その他の団体（特定投資家を含む）を担保権者として譲渡担保を設定することはできません。 ・質権について 改正後の個人向け国債については、質権を設定・実行することができます。個人及び法人その他の団体（特定投資家を含む）が質権を設定・実行することができますが、その結果、特定投資家が改正後の個人向け国債を保有することとなった場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。
41	法人たる債権者は個人向け国債を譲渡担	改正後の個人向け国債について

	保として取得することは可能か。個人はどうか。	は、個人が、個人を担保権者とする場合のみ譲渡担保を設定・実行することができますが、譲渡制限により、法人その他の団体（特定投資家を含む）を担保権者として譲渡担保を設定することはできません。
42	法人たる債権者は、個人向け国債を質権設定の対象とすることは可能と考えるが、質権の実行（当該個人向け国債の取得）も可能か。個人はどうか。	改正後の個人向け国債については、質権を設定・実行することができます。個人及び法人その他の団体（特定投資家を含む）が質権を設定・実行することができますが、その結果、特定投資家が改正後の個人向け国債を保有することとなった場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。
○差押えについて		
43	会社は、個人向け国債を差押え等することができるということか。個人はどうか。	改正後の個人向け国債については、民事執行や国税滞納処分における差押えの対象となり得ます。個人及び法人その他の団体（特定投資家を含む）は改正後の個人向け国債の差押債権者となり得ますが、その結果、改正後の個人向け国債を特定投資家が保有することとなった場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。
44	質権実行・差押え等による個人向け国債の処分時には、中途換金の例外として国による随時の買取が可能となるよう法令で手当てされるか。個人はどうか。	質権の実行、民事執行又は国税滞納処分の結果、改正後の個人向け国債を特定投資家が保有することとなった場合には、省令第７条第５項に基づき、速やかに中途換金を行っていただくこととしております。
○令和８年 12 月以前に発行される個人向け国債について		

45	今回の改正は、現在持っている個人向け国債にも影響があるか。今後は法人の方にお渡しできるか。改正された内容が私の個人向け国債に適用されるのか教えていただきたい。	今回の改正は、現在お持ちの個人向け国債には影響ありません。なお、改正前後を問わず、譲渡制限により、個人向け国債を法人に譲渡することはできません。
○その他		
46	個人向け国債の販売対象の拡大については、国債の安定保有層の拡大が図られるとともに、取扱金融機関にとっても、顧客に提案可能の金融商品の選択肢の充実につながるものと期待している。一方で、取扱金融機関には、システム対応、販売・管理フローの変更等、一定の負担が生じるものと思料する。 こういった面も踏まえ、取扱金融機関に対する個人向け国債の募集発行事務取扱手数料の見直しをご検討いただきたい。	御意見として承りました。
47	評価および利息の会計処理について 個人向け国債プラスの会計上の評価について、残存年限にかかわらず額面 100 円で評価する取扱いとし、期中の利金については日本国債と同様に利子所得とする考え方で差し支えないか。	各法人の実情に応じて各会計基準に基づき、専門家に確認の上、処理してください。
48	中途換金調整額の取扱いについて (1)第六条第五項に関して、保有者が法人である場合に、中途換金時に発生する中途換金調整額の会計処理上の考え方を整理したい。帳簿価格との差額とする有価証券売却損益として処理する考え方で差し支えないか。異なる場合は、どのような処理が適切か。	（１）各法人の実情に応じて各会計基準に基づき、専門家に確認の上、処理してください。 （２）個人の中途換金特例の事由である「死亡したとき」とパラレルな事由として法人等の「解散したとき」

	（2）第七条に定める中途換金の特例において、改正省令案では同第三項にて、法人は解散時における代表者が中途換金を可能とする特例が追加されているが、「解散に至ってはいないが事業継続が困難となる重大な事由が発生した時点」でも、換金可能とする措置が必要と考える。	を規定しているため、「解散に至ってはいないが事業継続が困難となる重大な事由が発生した時点」は中途換金特例事由とはしませんが、今後の検討の際の御意見として承ります。
49	非課税法人における取扱いについて 一般投資家である非課税法人（公益法人等）が個人向け国債プラスを保有する場合においても、課税法人と同様の中途換金調整額が発生するとの理解で差し支えないか。	御認識のとおりです。
50	保有目的区分の変更に関する取扱いについて 満期保有目的で保有している個人向け国債プラスについて、その一部を中途換金した場合、当該債券には既発行債の売買を行うセカンダリー市場が存在しないものの、残る部分にかかわる保有目的区分については、「売買目的有価証券」または「その他有価証券」へ変更する必要があるか。	各法人の実情に応じて各会計基準に基づき、専門家に確認の上、処理してください。